

難聴児（軽度・中度聴覚障がい児）補聴器購入費助成金交付意見書作成上の留意点

対象児

次の①～③の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児

- ① 豊後高田市内に住所を有していること。
- ② 両耳の聴力レベルが30 dB以上で法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならないこと。
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

聴力について

気導・骨導聴力をご記入ください。

補聴器の種類（処方）について

- ・原則「耳かけ型」「両耳装用」です。耳かけ型でない場合、片耳装用の場合は、その理由を記載してください。
- ・40～70 dBの難聴に対応できる補聴器

※上記はおおよその目安であり、聴力型や試聴の結果などによって適応は異なるため、適合状況の確認をお願いします。

片耳装用の場合

- ・装用効果欄に左右それぞれの装用効果（有または無）の記載をお願いします。
- ・意見欄に片耳処方の理由と片耳装用での効果の記載をお願いします。

ポケット（箱）型、耳かけ型、耳あな型の場合

- ・耳かけ型以外の処方の場合は理由を記載してください。

（参考） 支給対象者

耳かけ型	職業上又は教育上真に必要な者。
耳あな型	ポケット（箱）型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特に、オーダーメイドは、障がいの状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。
骨導式	原則として、伝音性難聴であって耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者。

イヤモールド

- ・既製の耳栓ではハウリングが発生する等の理由で、必要な場合には処方をお願いします。

障がいの状況・意見について

- （1）中耳炎等疾病が見られる場合、その旨記入をお願いします。
- （2）その他、留意すべき事項もこの欄を御利用ください。

検査結果について

- （1）補聴器の調節の目安になりますので、正確に記入してください。